

秋田市告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月11日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
SOMPOケア 秋田仁 井田 訪問看護	秋田市仁井田新田一丁目5番15号 KSビル2階206号室	令和5年6月1日